

# 小川四番 土地 区画整理

## 事業計画変更図書を縦覧

地区の所在地 小川町一丁目229番地付近  
とき 1月11日(木)～24日(水) 地域整備支援課(市役所4階)  
※事業計画にご意見がある方は、2月7日(水)までに、東京都都市整備局市街地整備部区画整理課へ意見書提出してください。

## 地区計画にご意見を

市では、小川四番土地区画整理事業で整備される地区周辺の、まちづくりのルールとなる地区計画を策定するため、原案の説明会および縦覧を行います。

## 東村山税務署

### 平成29年分確定申告

確定申告書作成会場を、2月16日(金)から開設します。申告書の作成・相談が必要な方は、開設日以降にお越しください。また、開設当初は大変混み合いますので、ご注意ください。混雑時には早めに締め切ることがありますので、午後4時までにお越しください。

申告書は、マイナンバーの記載が必要で、提出時に必要な書類は、税務署までお問い合わせください。問合せ 東村山税務署個人課税第1部門 ☎042(394) 6811(音声案内で2番を選択)

## にせ税務職員にご注意を

都や市の税務職員を装って電話をかけ、個人情報や不正に取得し、金をだまし取ろうとする事例が発生しています。家族構成や職業を聞く、ATM(現金自動預け払い機)から振り込

※意見書の受付を行います。一部の区域で用途地域などの変更があります。  
◆原案の説明会  
とき 1月10日(水) 午後7時から 小川公民館ホール  
※車での来場は、ご遠慮ください。  
◆内容 原案の概要と今後の予定申込み 当日、会場へ

◆原案の縦覧  
とき 1月11日(木)～24日(水) 地域整備支援課(市役所4階)  
◆意見書の受付  
対象区域内の土地の所有者など利害関係のある方は、住所、氏名を記入のうえ、原案に対する意見書を問合せ先へ提出できます(送付可)。

みませる、相手の電話番号が非通知表示であるなど、不審に感じた場合は即答せずに一度電話を切り、問合せ先へご連絡ください。  
また、万が一被害に遭った場合は、すぐに警察へご連絡ください。  
問合せ ▼都税について：東京都主税局総務部総務課相談係 ☎03(53388) 2924

## 住宅建て替え中の土地の固定資産税

住宅の敷地については、住宅用地の特例により税負担を軽減していますが、賦課期日(1月1日)時点で建設予定地である・工事中であるなど、完成した住宅がない場合は、原則、特例は適用されません。ただし、次の要件すべてに該当する場合には、特例が適用されます。

◆要件の概要  
▽平成29年1月1日に住宅用地であった  
① 1戸あたり120㎡の床面積相当分までの家屋にかかる固定資産税の2分の1を減額 ※2

## 学校図書館 協力員を募集

市立小・中学校の図書館で、児童生徒の読書活動を支援する事務などを行う学校図書館協力員を募集します。  
勤務内容 学校図書館の整備および学校図書館システムの活用、簡単なパソコン操作ほか  
期間 4月1日～平成31年3月31日のうち35週(週3日)で1日5・5時間(予定)  
応募資格 次のいずれかに該当する方  
① 司書または司書教諭の資格を有する  
② 図書館勤務経験がある(常勤非常勤)

▽平成30年1月1日に建て替え中の住宅が基礎工事に着手している  
▽住宅の建て替えが、建て替え前の敷地と同一の敷地で行われている  
▽土地・家屋の所有者が、平成29年1月1日と平成30年1月1日で原則、同一である  
※詳しくは、お問い合わせください。  
問合せ 税務課 ☎042(346) 9524

## 都税事務所など 年末年始の窓口業務

都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での都税の申告・納税・証明などの取り扱い、年末は12月28日(木)まで、年始は1月4日(木)からです。  
12月29日(金)から1月3日(水)までに、申告書・申請書を提出する場合は、都税事務所・都税支所などに設置した申告書受箱をご利用ください。  
問合せ 立川都税事務所 ☎042(523) 3171

## 電子申告のご利用を

市税の申告などには、eLTAX(地方税ポータルシステム)による電子申告が利用できます。提出できる書類は次のとおりです。  
▽法人市民税(申告書、設立・設置届出書、異動届出書)  
▽固定資産税(償却資産申告書)  
▽個人住民税(給与支払報告書、特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書)  
は、原則として改修工事完了後、3か月以内の申請が必要です(左表参照)。  
※要件や提出書類など、詳しくはお問い合わせください。  
問合せ 税務課 ☎042(346) 9525

## 耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った住宅の固定資産税を減額

耐震改修	
対象	・昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ・現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たし(耐震基準適合工事の証明が必要)、改修工事に要した費用が50万円を超える耐震改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分から一定期間(最長で2年間)
減税額	1戸当たり120㎡の床面積相当分までの家屋にかかる固定資産税の2分の1を減額 ※2
バリアフリー改修 ※1	
対象	・新築された日から10年以上を経過した住宅 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること ・65歳以上の方、要介護または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住している ・一定の要件を満たし、改修工事に要した費用(補助金を除く)が50万円を超えるバリアフリー改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分
減税額	1戸当たり100㎡の床面積相当分(賃貸部分を除く)までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額
省エネ改修 ※1	
対象	・平成20年1月1日以前に建築された住宅 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること ・一定の要件を満たし(省エネ基準適合工事の証明が必要)、改修工事に要した費用(補助金を除く)が50万円を超える省エネ改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分
減税額	1戸当たり120㎡の床面積相当分(賃貸部分を除く)までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額 ※2

※1 バリアフリー改修と省エネ改修を行った場合のみ、重複して減額の適用が受けられます。  
※2 耐震改修または省エネ改修が行われた住宅が認定長期優良住宅に該当することとなり、かつ一定の要件を満たした場合、減税額が3分の2になります。

## エルタックス

市税の申告などには、eLTAX(地方税ポータルシステム)による電子申告が利用できます。提出できる書類は次のとおりです。  
▽法人市民税(申告書、設立・設置届出書、異動届出書)  
▽固定資産税(償却資産申告書)  
▽個人住民税(給与支払報告書、特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書)  
は、原則として改修工事完了後、3か月以内の申請が必要です(左表参照)。  
※要件や提出書類など、詳しくはお問い合わせください。  
問合せ 税務課 ☎042(346) 9525

## 償却資産の申告

市内で事業を営んでいる法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を、毎年申告する必要があります。これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象になります。  
償却資産は、所得税や法人税の確定申告で損金または必要経費として減価償却費を計上するもののうち、

## 償却資産の申告

1月31日(水)までに  
市内で事業を営んでいる法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を、毎年申告する必要があります。これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象になります。  
償却資産は、所得税や法人税の確定申告で損金または必要経費として減価償却費を計上するものうち、

## 審議会などの日程

◆図書館協議会  
とき 1月11日(木) 午後2時から 中央図書館2階会議室  
傍聴定員 10人  
傍聴申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)  
問合せ 中央図書館 ☎042(345) 1246

# 今月の税 12月

- ◇固定資産税・都市計画税(第3期)
- ◇国民健康保険税(第6期)
- ※納付は、12月25日(月)の納期限まで(ご願ひします)。

## 夜間納税窓口

12月25日(月)に開設  
日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。  
とき 12月25日(月) 午後5時～8時  
ところ 市役所2階収納課(入口は庁舎北側)  
※来庁の際は納税通知書をお持ちください。  
※夜間窓口では、納税証明書の発行はできません。  
問合せ 収納課 ☎042(346) 9527・9528

12月23日(土)は祝日のため市役所(本庁)の土曜窓口はありません

## 審議会などの日程

◆図書館協議会  
とき 1月11日(木) 午後2時から 中央図書館2階会議室  
傍聴定員 10人  
傍聴申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)  
問合せ 中央図書館 ☎042(345) 1246

※市税はコンビニエンスストアで納付できるほか、インターネットを利用してクレジットカードでも納付できます。  
詳細は、納税通知書をご覧ください。  
※便利に納め忘れない口座振替にご協力ください。